

食事療養費・生活療養費に関する事項

入院時食事療養費（１）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）適温で提供しています。

①入院時食事療養費の負担額

2024.6月現在

区 分		標準負担額（１食当たり）
70歳以上	低所得者Ⅱ	230円
	低所得者Ⅱ（長期入院該当）	180円
	低所得者Ⅰ	110円
70歳未満	区分オ	230円
	区分オ（長期入院該当）	180円
指定難病等		280円
一般（上記以外）		490円

②入院時生活療養費の負担額（療養病床に入院する65歳以上の患者様）

2024.6月現在

区 分		標準負担額	
		食費（1食）	居住費（1日）
一般		490円	370円
一般：指定難病患者		280円	0円
低所得者Ⅱ：医療区分1の方		230円	370円
低所得者Ⅱ：医療区分2・3の方	長期入院非該当	230円	370円
	長期入院該当	180円	
低所得者Ⅱ：指定難病患者	長期入院非該当	230円	0円
	長期入院該当	180円	
低所得者Ⅰ：医療区分1の方		140円	370円
低所得者Ⅰ：医療区分2・3の方		110円	370円
低所得者Ⅰ：指定難病患者		110円	0円
低所得者Ⅰ：老齢福祉年金受給者			
境界層該当者		110円	0円